

## 令和5年第6回若狭町議会定例会会議録（第3号）

令和5年12月15日若狭町議会第6回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

### 1. 出席議員（13名）

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 谷川暢一君 | 2番  | 川島富士夫君 |
| 3番  | 西村毅君  | 4番  | 倉谷明君   |
| 5番  | 増井文雄君 | 6番  | 藤田正美君  |
| 8番  | 熊谷勘信君 | 9番  | 島津秀樹君  |
| 10番 | 辻岡正和君 | 11番 | 坂本豊君   |
| 12番 | 今井富雄君 | 13番 | 北原武道君  |
| 14番 | 松本孝雄君 |     |        |

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 欠員（1名）

### 4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 松宮登志次 書記 堀田美名子

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|         |      |           |       |
|---------|------|-----------|-------|
| 町長      | 渡辺英朗 | 副町長       | 二本松正広 |
| 教育長     | 松宮毅  | 会計管理者     | 三宅宗左  |
| 総務課長    | 岡本隆司 | 総合政策課長    | 岸本晃浩  |
| 観光商工課長  | 佐野明子 | 税務住民課長    | 中西みや子 |
| 環境安全課長  | 中村辰也 | 福祉課長      | 山口勉   |
| 子育て支援課長 | 旭明男  | 健康医療課長    | 池田和哉  |
| 建設課長    | 竹内正  | 上下水道課長    | 飛永浩志  |
| 産業振興課長  | 中村和幸 | パレオ文化課長   | 山本裕之  |
| 歴史文化課長  | 木下忠幸 | 教育委員会事務局長 | 宮田雅秋  |

### 6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 議案第65号 若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第 3 議案第66号 若狭町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 4 議案第67号 若狭町体育施設条例の一部改正について

- 日程第 5 議案第 68 号 若狭町公共下水道条例及び若狭町集落排水処理施設条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 69 号 令和 5 年度若狭町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 7 議案第 70 号 令和 5 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 71 号 令和 5 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 72 号 令和 5 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 73 号 令和 5 年度若狭町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 74 号 令和 5 年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 75 号 令和 5 年度若狭町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 76 号 令和 5 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 77 号 若狭町多目的交流広場の指定管理者の指定について
- 日程第 15 議案第 78 号 若狭町高齢者等活動支援施設の指定管理者の指定について
- 日程第 16 議案第 79 号 若狭町国民健康保険介護サービス施設及び若狭町国民健康保険生活支援ハウスの指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 80 号 若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設の指定管理者の指定について
- 日程第 18 議案第 81 号 若狭町観光交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 19 議員派遣報告及び議員派遣について

(午前10時00分 開会)

○議長（辻岡正和君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（辻岡正和君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、11番、坂本 豊君、12番、今井富雄君を指名します。

～日程第2 議案第65号から日程第18 議案第81号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第2、議案第65号「若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」から日程第18、議案第81号「若狭町観光交流センターの指定管理者の指定について」までの17議案を一括議題とします。

この17議案については、去る11月24日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告書が提出されましたので、各常任委員長から審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員長、倉谷 明君。

○総務産業建設常任委員長（倉谷 明君）

総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る11月24日、令和5年第6回若狭町議会定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました案件は議案3件であります。

議案審査のため、11月30日午前9時より委員全員出席の下、議案説明者として、渡辺町長、二本松副町長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

議案第65号「若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員においても

若狭町一般職の職員の給与に関する条例第22条の規定を準用し、勤勉手当を支給するため条例を一部改正するものです。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号「若狭町公共下水道条例及び若狭町集落排水処理施設条例の一部改正について」であります。はす川西地区農業集落排水処理施設を公共下水道の三方処理区に統合するため、条例を一部改正するものです。

説明後の質疑応答の主な内容では、

問、現在行っている、はす川西地区農業集落排水処理施設を三方処理区に統合する工事が完了し供用開始されるのはいつ頃か。

答、工事は令和6年3月末に完成し、供用開始は令和6年4月1日の予定である。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号「若狭町観光交流センターの指定管理者の指定について」であります。令和6年4月1日から3年間、若狭町観光交流センターの指定管理者として、一般社団法人若狭三方五湖観光協会を指定するために議会の議決が必要となるものです。

説明後の質疑応答の主な内容では、

問、議案説明の中で、道の駅三方五湖全体の再整備計画を行うということであったが、若狭町観光交流センターの指定管理期間である3年間でを行うということか。

答、3年間でめどに、スピード感を持って再整備構想から実施計画への検討を進めていくということで、今回、指定管理期間を3年間としている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辻岡正和君）

次に、教育厚生常任委員会委員長、西村 毅君。

○教育厚生常任委員長（西村 毅君）

教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る11月24日、令和5年第6回若狭町議会定例会において、教育厚生常任委員会に審査を付託されました案件は、議案6件であります。

議案審査のため、12月1日午前9時より委員全員出席の下、議案説明者として、渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会

を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

まず、議案第66号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。本案は、国の全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、地方税法の一部が改正され、出産被保険者に係る国民健康保険税の減免に関する規定が新たに設けられたため、今回、条例の改正を行うものです。

説明後の質疑応答の主な内容では、

問、国民健康保険以外にも同様に減免されるのか。

答、社会保険も国民健康保険と同様に減免の期間が設けられる。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号「若狭町体育施設条例の一部改正について」であります。本案は、施設の老朽化に伴い本年度内に解体工事が行われる若狭町三方勤労者体育館及び若狭町三方プール、また施設の老朽化や民間キャンプ場の開設等により、令和2年度以降施設の利用実績がない若狭町佐久間キャンプ場について閉鎖することとし、条例から削除するため一部改正をするものです。

説明後の質疑応答の主な内容では、

問、佐久間キャンプ場を閉鎖する理由の一つとして、民間のキャンプ場が開設されたということだが、その施設はどこのことか。

答、道の駅三方五湖にある「若狭鳥浜キャンプ場とれたんこ」、熊川地区にある「山座熊川」である。佐久間キャンプ場の利用が少なくなったので、閉鎖と考えている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号「若狭町多目的交流広場の指定管理者の指定について」であります。本案は、令和6年4月1日から5年間、若狭町多目的交流広場の指定管理者として、特定非営利活動法人世界に誇るラムサール湿地三方五湖を育む会を指定するために議会の議決が必要となるものです。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号「若狭町高齢者等活動支援施設の指定管理者の指定について」であります。本案は、令和6年4月1日から5年間、若狭町高齢者等活動支援施設の指

定管理者として、特定非営利活動法人 世界に誇るラムサール湿地三方五湖を育む会を指定するために議会の議決が必要となるものです。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号「若狭町国民健康保険介護サービス施設及び若狭町国民健康保険生活支援ハウスの指定管理者の指定について」であります。本案は、令和6年4月1日から5年間、若狭町国民健康保険介護サービス施設及び若狭町国民健康保険生活支援ハウスの指定管理者として、社会福祉法人 若狭町社会福祉協議会を指定するために議会の議決が必要となるものです。

説明後の質疑応答の主な内容では、

問、生活支援ハウスについて、「年度協定を締結し支払う」とは具体的にどういう形で行うのか。

答、議案が可決された後に町と指定管理者で協議し、4月1日付で年度協定を結ぶ。その際、当初予算可決後の指定管理料を定めた協定書を締結する形である。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号「若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設の指定管理者の指定について」であります。本案は、令和6年4月1日から5年間、若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設の指定管理者として、ミズノスポーツサービス株式会社を指定するために議会の議決が必要となるものです。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辻岡正和君）

次に、予算決算常任委員会委員長、増井文雄君。

○予算決算常任委員長（増井文雄君）

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る11月24日、令和5年第6回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案は、議案第69号「令和5年度若狭町一般会計補正予算（第5号）」から議案第76号「令和5年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第2号）」までの8議案であります。

議案審査のため、12月7日午前9時より委員12名出席の下、議案説明者として渡

辺町長、二本松副町長、松宮教育長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、一般会計・特別会計・企業会計に関する人件費補正ですが、人事異動による職員の配置及び人事院勧告に基づく給与等の改正による調整により、2,195万4,000円の減額であります。

議案第69号「令和5年度若狭町一般会計補正予算（第5号）」では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,641万3,000円を追加し、予算総額を128億1,928万円とするもので、歳入の主なものは、国庫支出金1,743万6,000円の増額、県支出金が2,804万5,000円の増額、繰越金2,025万3,000円の増額などであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

総務費は、公共交通推進事業80万円の増額、戸籍情報システム事業552万2,000円の増額。

民生費は、障害者福祉施設等物価高騰対策支援事業219万8,000円の増額、高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業1,042万9,000円の増額、児童福祉総務事業1,100万円の増額。

衛生費は、仮設積替施設運営事業499万6,000円の増額。

農林水産事業費は、農地集積集約化対策事業494万1,000円の増額。

農業用電力価格高騰支援事業312万5,000円の増額。

土木費は、道路新設改良全般事業1,826万4,000円の増額。

消防費は、消防費事業399万4,000円の増額。

以上が一般会計補正予算（第5号）の概要であります。

次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、環境安全課関連では、

問、広域可燃ごみ中継施設の稼働が延期になり、仮設積替施設を運営するための費用は若狭町が負担するものなのか。

答、広域可燃ごみ中継施設の稼働延期については、若狭広域行政事務組合の施設整備に係るものであり、今回の費用負担分については、今後、若狭広域行政事務組合に支払う負担金の中で調整していく。

次に、建設課関連では、

問、電気料金高騰に対する土地改良区への補助について、高騰した分を全額補助するのか、部分的な補助となるのか。

答、土地改良区の電気料金については、10月ではほぼ確定しており、過去3年間の電気料金の平均額と比較し、上昇分は全て補助できると見ている。

問、県単道路改良工事負担金の中に、現在閉鎖されている県道常神三方線の旧道部分の修繕が含まれているのはなぜか。

答、県道常神三方線の旧道部分については、新しいトンネルができて県道として重複管理している。今後、町へ移管となるが、移管条件として、県の事業でガードレール、舗装、区画線など修繕した後、町へ移管することとしている。

次に、子育て支援課関連では、

問、子どもの遊び場整備事業について、パレア若狭の一部を増改築するということがあったが、他の既存施設は検討したのか。

答、今回の計画策定に当たり、新設ではなく既存施設を利用することを念頭に、さとうみパークや縄文ロマンパーク、旧明倫小学校なども検討した。その中でも、パレア若狭は子どもだけでなく各世代の方が利用する施設であり、相乗効果が非常に期待されるからである。

問、以前から雨の日に小さい子どもの遊ぶ場所がないと聞く。レピアの空き店舗部分などの利用は検討したのか。

答、今回の補助事業は公共施設が整備対象であり、民間施設は補助対象とならない。

問、今回の計画は、子育て支援課単独での整備計画と捉えたが、パレア若狭はスマートエリア構想の地域内であり、スマートエリア構想も含め総合的な計画などは考えていないのか。

答、スマートエリア開発事業を推進している総合政策課とも協議し、一体的な整備の一部という考え方で進めている。

次に、福祉課関連では、

問、軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金は児童だけか。成人難聴者への補助はないのか。

答、今回は18歳未満が対象であるが、障害者手帳を持っている方で、補装具として補聴器が必要な方には別の補助がある。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計補正予算及び企業会計補正予算の概要について申し上げます。

議案第70号「令和5年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ25万7,000円を追加し、予算の総額を18億

6, 212万6, 000円とするもので、歳入は、繰入金が650万5, 000円の減額、諸収入が676万2, 000円の増額であります。

歳出の主なものは、保健事業費483万6, 000円の増額、諸支出金676万5, 000円の増額などであります。

議案第71号「令和5年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出予算の総額は変わらず、歳出において予算組替えをするものであります。

議案第72号「令和5年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ65万9, 000円を増額し、予算の総額を20億7, 934万3, 000円とするもので、歳入は繰入金65万9, 000円の増額であります。

歳出の主なものは、総額が64万円の増額などあります。

議案第73号「令和5年度若狭町水道事業会計補正予算（第2号）」は、収益的支出において営業費用の予算の組替え、資本的支出で配水施設改良費で1億5, 148万円を減額するものです。

議案第74号「令和5年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第1号）」は、収益的支出において営業費用の予算の組替えをするものです。

議案第75号「令和5年度若狭町下水道事業会計補正予算（第2号）」は、収益的支出において、営業費用で113万6, 000円を増額するものです。

議案第76号「令和5年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第2号）」は、収益的収入の医業収益660万6, 000円の増額により、収益的支出の医業費用535万2, 000円の増額、また資本的支出の有形固定資産購入費125万4, 000円を増額するものです。

次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

国民健康保険特別会計では、

問、総合保健施設事業の減額で、職員数が減となったとの説明であったが、どういうことか。

答、他部署にて国民健康保険とは違う業務を行っているため、国民健康保険特別会計から減額し、一般会計に計上している。

質疑を終結し、議案第70号「令和5年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」から議案第76号「令和5年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第2号）」までの7議案、それぞれ討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全議案、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辻岡正和君）

ここで、暫時休憩します。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時33分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

予算決算常任委員長、増井文雄君。

○予算決算常任委員長（増井文雄君）

すみません、先ほどの説明で2か所、読み間違いがございましたので、訂正をさせていただきます。

まず最初に、特別会計補正補正予算及び企業会計補正予算の概要についての中で、保険事業費483万6,000円の減額というところを増額と説明しましたので、保険事業費483万6,000円の減額ですので、訂正させていただきます。

それと、議案第72号の「令和5年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」のほうで、歳出の主なものは、「総務費が64万円の増額などがあります」というところを、「増額」というふうに説明をさせていただきました。これにつきましても、総務費がということで訂正をさせていただきます。御了承のほう、よろしく願いいたします。

○議長（辻岡正和君）

以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第65号「若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第65号「若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第66号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号「若狭町体育施設条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第67号「若狭町体育施設条例の一部改正について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号「若狭町公共下水道条例及び若狭町集落排水処理施設条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第68号「若狭町公共下水道条例及び若狭町集落排水処理施設条例の一部改正について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(辻岡正和君)

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号「令和5年度若狭町一般会計補正予算(第5号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第69号「令和5年度若狭町一般会計補正予算(第5号)」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(辻岡正和君)

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号「令和5年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第70号「令和5年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号「令和5年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第71号「令和5年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」、本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号「令和5年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第72号「令和5年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号「令和5年度若狭町水道事業会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第73号「令和5年度若狭町水道事業会計補正予算（第2号）」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号「令和5年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第74号「令和5年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第1号）」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号「令和5年度若狭町下水道事業会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第75号「令和5年度若狭町下水道事業会計補正予算（第2号）」、本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号「令和5年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第76号「令和5年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第2号）」、本案は委員長の報告とおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号「若狭町多目的交流広場の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第77号「若狭町多目的交流広場の指定管理者の指定について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号「若狭町高齢者等活動支援施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第78号「若狭町高齢者等活動支援施設の指定管理者の指定について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号「若狭町国民健康保険介護サービス施設及び若狭町国民健康保険生活支援ハウスの指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第79号「若狭町国民健康保険介護サービス施設及び若狭町国民健康保険生活支援ハウスの指定管理者の指定について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号「若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第80号「若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設の指定管理者の指定について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(辻岡正和君)

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号「若狭町観光交流センターの指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第81号「若狭町観光交流センターの指定管理者の指定について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(辻岡正和君)

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、「議員派遣報告及び議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。本件については、お手元に配付したとおり報告し、また派遣することにしたと思います。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

異議なしと認めます。よって、本件については、お手元に配付のとおり報告し、また

派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもって、令和5年第6回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、11月24日の開会以来、本日までの22日間にわたり、提案されました条例の改正、指定管理者の指定、令和5年度一般会計をはじめとする各会計補正予算などの重要議題につきまして、終始熱心にかつ慎重に審議をいただきました。

ここに、全議案の審査を終え、無事、閉会の運びとなりました。

本会期中に賜りました議員、理事者各位の御協力に対しまして心より厚くお礼を申し上げます。

理事者各位におかれまして、本定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりまして、住民福祉向上のため、なお一層の努力をしていただくよう希望するものであります。

さて、本年も残すところ僅かとなりました。皆様方には健康に十分御留意いただき、輝かしい新年を迎えられますよう御祈念を申し上げまして、閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶があります。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会では、工事請負契約の締結をはじめ、条例の一部改正、令和5年度若狭町一般会計補正予算、指定管理者の指定など数多くの案件を本会議及び各常任委員会において御審議をいただき、妥当なる御決議を賜り誠にありがとうございました。

本定例会におきまして、議員の皆様方から御指摘をいただきました御意見につきましても十分留意し、今後の町政運営に努めてまいります。

さて、本定例会初日に専決予算の御承認を賜りました国の経済対策に伴う低所得世帯への7万円の給付につきましては、12月20日に最初の給付を開始させていただきます。また、町民一人当たり1万円分の「わかさハッピー商品券」の発行につきましても12月20日から町職員による集落内への配布を開始させていただきます。

なお、「わかさハッピー商品券」の使用期間は12月27日から来年1月31日までの約1か月間となりますが、町内の220店舗で御利用いただけますので、町民の皆様にご活用いただき、物価や燃料高から生活を守る対策として効果が発揮される

ことを期待しているところでございます。

今回、タイトなスケジュールの中でも迅速に事業を実施することができますのも、議員の皆様のご理解はもとより、わかさ東商工会を初め関係機関の御協力、役場職員の全庁的な協力体制の賜物と重ねて感謝を申し上げたいと思います。

さて、年が明けますと、いよいよ3月16日に北陸新幹線が敦賀まで開業いたします。首都圏と福井県が直結されることにより、観光やビジネスなど交流人口が拡大し、地域経済の発展も大きく期待される所です。

若狭町といたしましても、新幹線開業を大きなチャンスと捉え、これまで磨きをかけてきたレインボーライン山頂公園や複合アウトドア施設「山座熊川」を核として、町内への観光誘客をさらに促進し、福井県や関係市町と連携の下に、二次交通の充実や情報発信の強化に引き続き努めてまいります。また、若狭町が誇る自然環境や歴史文化、食を大切にしながら、官民連携で取り組むことにより地域の魅力をさらに高めてまいります。

結びに、議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、輝かしい新年をお迎えになられますことを御祈念申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(午前11時00分 閉会)